

○ 自衛隊法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（学資金の貸与の要件） 第二百二十条の二 法第九十八条第一項に規定する政令で定める学術は、医学、歯学、理学、工学、文学及び法学とする。ただし、理学にあつては数学、物理学、化学その他防衛大臣の指定するものとし、工学にあつては機械工学、電気工学、船舶工学、航空工学その他防衛大臣の指定するものとし、文学にあつては語学その他防衛大臣の指定するものとし、法学にあつては法律学その他防衛大臣の指定するものとする。 2 法第九十八条第一項に規定する政令で定める学位に相当するものは、次に掲げるものとする。 一 外国において授与された学校の課程の修了に関する称号であつて、学士、修士又は博士に相当するものであると防衛大臣が認めるもの 二 学校教育法第二百二十五条第一項に規定する専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であるものに限る。）を修了した者が称することができるものとして文部科学大臣の定める称号であつて、学士に相当するものであると防衛大臣が認めるもの （志願及び選考）	（学資金の貸与の対象となる学術） 第二百二十条の二 法第九十八条第一項に規定する政令で定める学術は、医学、歯学、理学及び工学とする。ただし、理学にあつては数学、物理学、化学その他防衛大臣の指定するものとし、工学にあつては機械工学、電気工学、船舶工学、航空工学その他防衛大臣の指定するものとする。 （新設） （志願及び選考）

第二百二十条の三 法第九十八条第一項の規定により学資金を貸与される学生又は生徒（以下「自衛隊奨学生」という。）となろうとする者は、学資金貸与願書を防衛大臣に提出して学資金の貸与を願ひ出なければならぬ。

2 前項の学資金貸与願書には大学、高等専門学校若しくは専修学校又はこれらの学校に相当する外国の学校（以下「大学等」という。）の正規の課程を終了した後直ちに自衛隊に勤務する旨の誓約書を添付しなければならない。

3 第一項の願ひ出に当たつては、自衛隊奨学生となろうとする者の父又は母（父母が共にない場合には、自衛隊奨学生となろうとする者の三親等以内の親族である者のうち一人。以下「父母等」という。）及び父母等以外の者一人を保証人に立てなければならぬ。

4 防衛大臣は、前三項の規定により学資金の貸与を願ひ出た者のうちから提出書類の審査、口頭試問、筆答試問及び身体検査により、自衛隊奨学生を選考するものとする。

（欠格条項）

第二百二十条の四 法第三十八条第一項各号のいずれかに該当する者は、自衛隊奨学生となることができない。

（学資金の月額）

第二百二十条の五 自衛隊奨学生に対する学資金の額は、月額五万四千円とする。

（貸与期間）

第二百二十条の三 法第九十八条第一項の規定により学資金を貸与される学生（以下「貸費学生」という。）となろうとする者は、学資金貸与願書を防衛大臣に提出して学資金の貸与を願ひ出なければならぬ。

2 前項の学資金貸与願書には大学の正規の課程を終了した後直ちに自衛隊に勤務する旨の誓約書及び当該貸費学生となろうとする者の在学する大学の学長の推薦書を添付しなければならない。

3 第一項の願出にあたつては、貸費学生となろうとする者の父又は母（父母がともにない場合には、貸費学生となろうとする者の三親等以内の親族である者のうち一人。以下「父母等」という。）及び父母等以外の者一人を保証人に立てなければならぬ。

4 防衛大臣は、前三項の規定により学資金の貸与を願ひ出た者のうちから提出書類の審査、口頭試問、筆答試問及び身体検査により、貸費学生を選考するものとする。

（欠格条項）

第二百二十条の四 法第三十八条第一項各号の一に該当する者は、貸費学生となることができない。

（学資金の月額）

第二百二十条の五 貸費学生に対する学資金の額は、月額五万四千円とする。

（貸与期間）

第二百二十条の六 学資金を貸与する期間（以下「貸与期間」という。）は、自衛隊奨学生となつた日の属する月から当該自衛隊奨学生が大学等の正規の修業年限を満了する日の属する月までとする。ただし、病気その他やむを得ない理由によつて正規の修業年限を満了した日までに正規の課程を終了することができなかつた自衛隊奨学生については、防衛大臣は、貸与期間をその正規の課程を終了する日の属する月までとすることができる。

（学資金の貸与）

第二百二十条の七 学資金は、毎月一月分ずつ自衛隊奨学生に貸与する。ただし、帰省その他の特別の理由のため自衛隊奨学生が申し出たときは、二月分又は三月分をあわせて貸与することができる。

2 自衛隊奨学生は、学資金の貸与を受けたときは、その都度借用証書を防衛大臣に提出しなければならない。

（貸与の保留等）

第二百二十条の八 自衛隊奨学生が正当の理由がなくて第二百二十条の十二に規定する学業成績表を提出せず、又は同条に規定する健康診断を受けない場合には、防衛大臣は、当該学業成績表を提出し、又は健康診断を受けるべき日の属する月の翌月分からそれぞれ当該自衛隊奨学生が学業成績表を提出し、又は健康診断を受けるに至つた日の属する月分までは、学資金の貸与を保留することができる。

2 防衛大臣は、自衛隊奨学生が休学し、又は停学にされたとき

第二百二十条の六 学資金を貸与する期間（以下「貸与期間」という。）は、貸費学生となつた日の属する月から当該貸費学生が大学の正規の修業年限を満了する日の属する月までとする。ただし、病気その他やむを得ない理由によつて正規の修業年限を満了した日までに正規の課程を終了することができなかつた貸費学生については、防衛大臣は、貸与期間をその正規の課程を終了する日の属する月までとすることができる。

（学資金の貸与）

第二百二十条の七 学資金は、毎月一月分ずつ貸費学生に貸与する。ただし、帰省その他の特別の理由のため貸費学生が申し出たときは、二月分又は三月分をあわせて貸与することができる。

2 貸費学生は、学資金の貸与を受けたときは、そのつど借用証書を防衛大臣に提出しなければならない。

（貸与の保留等）

第二百二十条の八 貸費学生が正当の理由がなくて第二百二十条の十二に規定する学業成績表を提出せず、又は同条に規定する健康診断を受けない場合には、防衛大臣は、当該学業成績表を提出し、又は健康診断を受けるべき日の属する月の翌月分からそれぞれ当該貸費学生が学業成績表を提出し、又は健康診断を受けるに至つた日の属する月分までは、学資金の貸与を保留することができる。

2 防衛大臣は、貸費学生が休学し、又は停学にされたときは、

（休学し又は停学にされた日の属する月に休学期間又は停学期間が満了した場合を除く。）は、休学し又は停学にされた日の属する月の翌月分から休学期間又は停学期間が満了した日の属する月分までは学資金の貸与を行わないものとする。

（貸与の廃止）

第二百二十条の九 防衛大臣は、自衛隊奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に該当するに至つた日の属する月分から学資金の貸与を廃止するものとする。

一 心身の故障のため修学の見込みがないとき。

二 （略）

三 法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 退学し、その者について学資金貸与の対象となつてゐる学術を専攻しないこととなり、又は自衛隊奨学生であることを辞退したとき。

五 （略）

（学資金の返還）

第二百二十条の十 自衛隊奨学生であつた者は、大学等の正規の課程を終了した後引き続き隊員とならなかつた場合には、次条第三項の規定により学資金の全部の返還を免除される場合を除き、自衛隊奨学生でなくなつた日の属する月の翌月の初日から起算して二年以内に自衛隊奨学生であつた期間中に貸与された学資金の全額（同項第二号の規定により、学資金の一部の返還を免除される場合には、学資金の全額から当該返還を免除される

休学し又は停学にされた日の属する月の翌月分からそれぞれ復学し、又は停学期間が満了した日の属する月の前月分までは学資金の貸与を行わないものとする。

（貸与の廃止）

第二百二十条の九 防衛大臣は、貸費学生が次の各号の一に該当する場合には、それぞれその該当するに至つた日の属する月分から学資金の貸与を廃止するものとする。

一 心身の故障のため修学の見込みがないとき。

二 （略）

三 法第三十八条第一項各号の一に該当するに至つたとき。

四 退学し、その者について学資金貸与の対象となつてゐる学術を専攻しないこととなり、又は貸費学生であることを辞退したとき。

五 （略）

（学資金の返還）

第二百二十条の十 貸費学生であつた者は、大学の正規の課程を終了した後引き続き隊員とならなかつた場合には、次条第三項の規定により学資金の全部の返還を免除される場合を除き、貸費学生でなくなつた日の属する月の翌月の初日から起算して二年以内に貸費学生であつた期間中に貸与された学資金の全額（次条第三項第二号の規定により、学資金の一部の返還を免除される場合には、学資金の全額から当該返還を免除される額を控除

額を控除した金額）を返還しなければならない。

2 自衛隊奨学生であつた者で大学の正規の課程を終了した後引き続いて隊員となつたものが、その後隊員でなくなつた場合には、次条第一項第一号、第二項又は第三項の規定により学資金の全部の返還を免除される場合を除き、隊員でなくなつた日の属する月の翌月の初日から起算して二年以内に自衛隊奨学生であつた期間中に貸与された学資金の全額（同条第一項第二号又は第三項第二号の規定により、学資金の一部の返還を免除される場合には、学資金の全額から当該返還を免除される額を控除した金額）を返還しなければならない。

3
（略）

4 自衛隊奨学生であつた者は、学資金を返還すべきこととなつた日から二週間以内に学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を記載した学資金返還明細書を防衛大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

5 防衛大臣は、自衛隊奨学生であつた者が前項の期間内に学資金返還明細書を提出しないときは、学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を指示することができる。

6 自衛隊奨学生であつた者が正当な理由がなくて第四項の学資金返還明細書に記載された学資金を返還すべき日又は前項の規定により指示された日までに学資金を返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

した金額）を返還しなければならない。

2 貸費学生であつた者で大学の正規の課程を終了した後引き続いて隊員となつたものが、その後隊員でなくなつた場合には、次条第一項第一号又は第二項若しくは第三項の規定により学資金の全部の返還を免除される場合を除き、隊員でなくなつた日の属する月の翌月の初日から起算して二年以内に貸費学生であつた期間中に貸与された学資金の全額（次条第一項第二号又は第三項第二号の規定により、学資金の一部の返還を免除される場合には、学資金の全額から当該返還を免除される額を控除した金額）を返還しなければならない。

3
（略）

4 貸費学生であつた者は、学資金を返還すべきこととなつた日から二週間以内に学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を記載した学資金返還明細書を防衛大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

5 防衛大臣は、貸費学生であつた者が前項の期間内に学資金返還明細書を提出しないときは、学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を指示することができる。

6 貸費学生であつた者が正当な理由がなくて第四項の学資金返還明細書に記載された学資金を返還すべき日又は前項の規定により指示された日までに学資金を返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還免除)

第二百二十条の十一 防衛大臣は、自衛隊奨学生であつた者の大学等の正規の課程を終了した後引き続き隊員であつた期間（以下この条において「在職期間」という。）が四年を超える場合において次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の範囲内において学資金の返還を免除することができる。

- 一 在職期間が貸与期間（第二百二十条の八第二項の規定により貸与を行わなかつた期間を除く。次号において同じ。）の一・五倍以上である場合 学資金の全額に相当する額

二 (略)

2 防衛大臣は、自衛隊奨学生であつた者で大学等の正規の課程を終了した後引き続き隊員であつたものが法第九十八条第四項第二号に該当する場合には、学資金の全額につき返還を免除することができる。

3 防衛大臣は、自衛隊奨学生又は自衛隊奨学生であつた者が次の各号のいずれかに該当する理由により学資金の返還ができなくなつた場合においてまだ返還していない金額があるときは、当該各号に定める額の範囲内において学資金の返還を免除することができる。

- 一・二 (略)

4 (略)

(学業成績表の提出等)

第二百二十条の十二 自衛隊奨学生は、毎年、防衛大臣の定めるところにより、学業成績表を防衛大臣に提出し、及び健康診断を

(返還免除)

第二百二十条の十一 防衛大臣は、貸費学生であつた者の大学の正規の課程を終了した後引き続き隊員であつた期間（以下本条中「在職期間」という。）が四年をこえる場合において次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において学資金の返還を免除することができる。

- 一 在職期間が貸与期間（第二百二十条の八第二項の規定により貸与を行わなかつた期間を除く。以下本条中同じ。）の一・五倍以上である場合 学資金の全額に相当する額

二 (略)

2 防衛大臣は、貸費学生であつた者で大学の正規の課程を終了した後引き続き隊員であつたものが法第九十八条第四項第二号に該当する場合には、学資金の全額につき返還を免除することができる。

3 防衛大臣は、貸費学生又は貸費学生であつた者が次の各号の一に該当する理由により学資金の返還ができなくなつた場合においてまだ返還していない金額があるときは、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において学資金の返還を免除することができる。

- 一・二 (略)

4 (略)

(学業成績表の提出等)

第二百二十条の十二 貸費学生は、毎年、防衛大臣の定めるところにより、学業成績表を防衛大臣に提出し、及び健康診断を受け

受けなければならない。

(自衛隊奨学生に関する届出等)

第二百二十条の十三 自衛隊奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにその旨を防衛大臣に届け出なければならない。ただし、当該自衛隊奨学生が心身の故障その他やむを得ない理由により届け出ることができないときは、父母等である保証人が当該自衛隊奨学生に代わつて届け出なければならない。

一 自衛隊奨学生が修学に堪えないと認められる程度の心身の故障が生じたとき。

二 自衛隊奨学生が休学し、休学期間が満了し、停学にされ、停学期間が満了し、その者について学資金の貸与の対象となつてゐる学術を専攻しないこととなり、又は退学したとき。

三 自衛隊奨学生が法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 自衛隊奨学生又は保証人の職業、住所その他身上に関する重要な事項に異動があつたとき。

2 自衛隊奨学生又は自衛隊奨学生であつた者が保証人を変更しようとする場合には、防衛大臣の承認を受けなければならない。

3 自衛隊奨学生が死亡したときは、父母等である保証人は、届出書に死亡の事実を証明する戸籍抄本を添えて、直ちに防衛大臣にその旨を届け出なければならない。

4 第一項第四号及び前項の規定は、学資金を返還しなければならない自衛隊奨学生であつた者でまだ学資金の全部又は一部を

なければならない。

(貸費学生に関する届出等)

第二百二十条の十三 貸費学生は、次の各号の一に該当する場合には、直ちにその旨を防衛大臣に届け出なければならない。ただし、当該貸費学生が心身の故障その他やむを得ない理由により届け出ることができないときは、父母等である保証人が当該貸費学生に代つて届け出なければならない。

一 貸費学生が修学に堪えないと認められる程度の心身の故障が生じたとき。

二 貸費学生が休学し、復学し、停学にされ、停学期間が満了し、その者について学資金の貸与の対象となつてゐる学術を専攻しないこととなり、又は退学したとき。

三 貸費学生が法第三十八条第一項各号の一に該当するに至つたとき。

四 貸費学生又は保証人の職業、住所その他身上に関する重要な事項に異動があつたとき。

2 貸費学生又は貸費学生であつた者が保証人を変更しようとする場合には、防衛大臣の承認を受けなければならない。

3 貸費学生が死亡したときは、父母等である保証人は、届出書に死亡の事実を証明する戸籍抄本を添えて、直ちに防衛大臣にその旨を届け出なければならない。

4 第一項第四号及び前項の規定は、学資金を返還しなければならない貸費学生であつた者でまだ学資金の全部又は一部を返還

返還していないものについて準用する。

(委任規定)

第二百二十条の十四 第二百二十条の二から前条までに定めるもののほか、自衛隊奨学生^一の志願及び選考の手続、学資金貸与願書等の様式その他学資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

していないものについて準用する。

(委任規定)

第二百二十条の十四 前十二条に定めるもののほか、貸費学生^二の志願及び選考の手続、学資金貸与願書等の様式その他学資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。